



### 企画政策課へ連絡

空き家・空き店舗バンク制度についてご説明します。物件の所在地や所有者の連絡先等をお伺いし、必要に応じて市職員が現地確認を行います。

### 登録申込み

次の書類に必要事項を記入してご提出ください。

- (1) 空き家・空き店舗バンク登録申込書
- (2) 空き家・空き店舗バンク登録カード
- ※様式は、企画政策課・市民課（大口庁舎）、地域総務課（菱刈庁舎）または市定住促進サイト「ここがい〜さ」から入手できます。

### 不動産業者の選定

原則として、9月6日に締結した協定に基づき、各協会が不動産業者の選定を行います。

### 所有者、不動産業者、市職員による現地審査

空き家・空き店舗の所有者、不動産業者、市職員により現地確認を行います。この時、建物内外の状態や設備等について確認し、登録できる物件かどうか審査します。

### 審査・登録

書類・現地審査の結果を踏まえ、決定通知書を所有者へ送付し、空き家・空き店舗バンクに登録します。

### ホームページへの反映

物件情報を市定住促進サイト「ここがい〜さ」に掲載します。

### 物件を見る

市定住促進サイト「ここがい〜さ」に掲載された物件情報を閲覧ください。

### 物件に関する問い合わせ

気になる物件があれば、物件ごとに記載された不動産業者等にお問い合わせください。

### 交渉・契約

条件が整えば成約となります。  
※交渉・契約について市は関与しません。

教えて/  
空き家・空き店舗バンク

## Q & A



Q：物件登録の有効期間は？

A：3年間です。期間終了後も更新手続きにより更新が可能です。

Q：古い物件でも登録できるの？

A：廃屋等を除き、使用可能であればどんな物件でも対象となります。まずはお気軽にご相談ください。

Q：隣接農地も一緒に登録できるの？

A：登録できます。本制度に限り、隣接農地の取扱い要件を緩和する予定です。

Q：家財道具が入ったままだけど…

A：登録は可能です（必要に応じて、家財道具を処分していただく場合があります）。

Q：相続等の手続きがまだだけど…

A：市内の専門家（司法書士等）をご案内しますので、まずは市へご相談ください。